

主な労働衛生関連などの労働局・労働基準監督署への報告

2020.4現在

報告、届け、申請	時 期	報告先	対象企業、対象作業
衛生管理者、安全管理者、産業医の選任報告	選任後遅滞なく	労働基準監督署	常時使用者が50人以上の企業
一般健康診断結果報告（則52条）	実施後遅滞なく	労働基準監督署	常時使用者が50人以上の企業
特殊健康診断結果報告（法定健診） （有機溶剤、特化物、鉛、高気圧、電離放射線、石綿）	実施後遅滞なく	労働基準監督署	健診実施企業
特殊健康診断結果報告（通達健診）（騒音、など）	実施後遅滞なく	労働基準監督署	健診実施企業
じん肺健康管理実施状況報告（じん肺則37条）	12月末の状況を翌年2月末	労働基準監督署	じん肺健診実施企業
ストレスチェック結果報告	実施後遅滞なく		常時使用者が50人以上の企業
じん肺管理区分決定申請書	じん肺が疑われる所見があった時、 管理区分に変化があると疑われた時	労働局	
健康管理手帳交付申請	退職時	労働局	
有害物暴露状況報告（安衛則95条の6）	前年間の結果を翌年3月末までに	労働基準監督署	指定物質を年間500kg以上使用
労働者死傷病報告（休業4日以上）	遅滞なく	労働基準監督署	
労働者死傷病報告（休業4日未満）	1～3月、以降3か月ごとに1か月以内	労働基準監督署	
事故報告（火災、爆発、ワイヤーロープ切断など）	遅滞なく		安衛則96条の事故
局所排気装置等設置届け	工事開始前30日	労働基準監督署	
放射線装置設置届け	工事開始前30日	労働基準監督署	
（石綿）建築物解体等作業届け（吹付材）	工事開始前14日	労働基準監督署	レベル1の作業
（石綿）建築物解体等作業届け（保温材など）	工事開始前	労働基準監督署	レベル2の作業
（石綿）建築物解体等作業届け（ボードなど）	工事開始7日前	県知事	レベル3の作業